

富良野市景観条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び富良野市景観条例（令和2年富良野市条例第○号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（景観計画の軽微な変更）

第2条 条例第6条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項以外の変更とする。

(1) 法第8条第2号各号に掲げる事項

(2) 前号のほか、市長が市民等又は富良野市景観審議会の意見を聴く必要があると認める事項

（行為の届出等）

第3条 条例第7条に規定する行為の届出等（以下「行為の届出等」という。）をしようとする者は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添付し行わなければならない。

(1) 法第16号第1項の規定による届出 行為の届出書（別記第1号様式）

(2) 法第16号第2項の規定による届出 行為の変更届出書（別記第2号様式）

(3) 法第16号第5項の規定による通知 行為の通知書（別記第3号様式）

2 前項に規定する届出を要する行為及びその規模は、別表第1のとおりとする。

3 市長は、行為の届出等があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた景観形成基準に適合するか審査し、適合する場合は、当該届出をした者に対し、審査終了通知（別記第4号様式）により通知するものとする。

（届出に添付する図書）

第4条 条例第8条の規則で定める図書は、別表第2の行為の欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の図書の種類の欄に定める図書とする。

（適用除外行為）

第5条 条例第9条第1号の規則で定める工作物及び規則で定める規模は別表第1のとおりとする。

2 条例第9条第3号の規則で定める行為は、次に掲げる法令の規定に基づく、許可、認可、届出等を要する行為とする。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項

(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項、第3項及び第6項（同法第16条第4項において準用する場合を含む。）、第20条第3項、第21条第3項、第33条第1項並びに第68条第1項後段

(3) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条

（関係住民等）

第6条 条例第12条第1項の規定する関係住民等は、次に掲げる者をいう。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号に規定する行為（以下「行為等」という。）を予定する敷地（以下、「行為等予定敷地」という。）に隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者
- (2) 行為等予定敷地に属する町内会又は区会の市民
- (3) 行為等予定敷地に属する町内会又は区会と隣接し、行為等の影響が懸念されると市長が認めた町内会又は区会の市民
（説明会等の開催）

第7条 条例第12条第1項の規定する説明会等は、日程、場所、行為等の内容を事前に前条の関係住民等への通知、回覧その他の方法により周知し開催するものとする。ただし、届出の対象が別表第1の2工作物ア又はイに該当する場合の説明会等は、関係住民等のうち前条第1号に規定する者に対する個別説明とすることができる。

- 2 条例第12条第2項に規定する報告は、関係住民等への説明会等結果報告書（別記第5号様式）によるものとする。
（事前公開の標識）

第8条 条例第12条第3項の規則で定める標識は、行為等のお知らせ（別記第6号様式）によるものとする。

- 2 標識の設置に係る費用は、事業者の負担とする。
（身分証明書）

第9条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、別記第7号様式によるものとする。
（景観重要建造物を表示する標識）

第10条 法第21条第2項の標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置しなければならない

- 2 前項の標識は、別記第8号様式によるものとする。
（景観重要樹木を表示する標識）

第11条 法第30条第2項の標識は、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置しなければならない

- 2 前項の標識は、別記第9号様式によるものとする。

附 則

この規則は、令和2年 月 日から施行する。